

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 社会福祉を取り巻く現状について

少子高齢化や世帯規模の縮小化等に伴い、私たちが住む地域には、一人暮らしで話し相手のいない高齢者、障害があり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。また、価値観や生活様式の多様化等により人と人とのつながりが希薄になる中で、対人的な不安やストレスを感じたり、社会的に孤立したりするといった問題も生じています。

しかし、こうした地域課題への対応は、もはや行政による福祉サービスだけでは十分とは言えません。これまでのように「福祉」を特定の人のためというように限定的に捉えるのではなく、高齢者や障害者といった要支援者への対応を重視しながらも、それにとどまらず、住民誰もがその人らしい生活をおくるために、各自の能力や興味、関心に応じて自己実現していけるようにするためのまちづくりという、広い視点で「福祉」を捉え直す必要があります。

地域福祉とは、これらの手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題について、自分たちが住んでいる「地域」という場所を中心に考え、地域の住民や行政、民間の福祉サービス事業者などが力を合わせ、自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくし、住民一人ひとりが自立した生活を送ることができることをめざすものです。

そこで、住民一人ひとりの福祉に対する意識の変革や地域への参加意識の啓発を行いながら、地域の中で孤立している人たちを結びつけ、生涯を通してお互いの人間関係を深めていくために必要となる施策や仕組みづくりを進めていくことも必要になります。同時に、地域住民、NPO法人、ボランティア団体等の住民組織、社会福祉事業者及び行政が各々の役割を明確にしながら連携し、新しい地域社会を創出していくことが必要です。

こうしたことから、本町の地域福祉に関する意識や地域課題等の調査結果を踏まえつつ、地域住民と行政が協働しながら、すべての住民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりを進め、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域づくりに関わっていくための指針となるべき計画として「境町地域福祉計画」を策定することとしました。

(2) 地域福祉とは（地域福祉の理念）

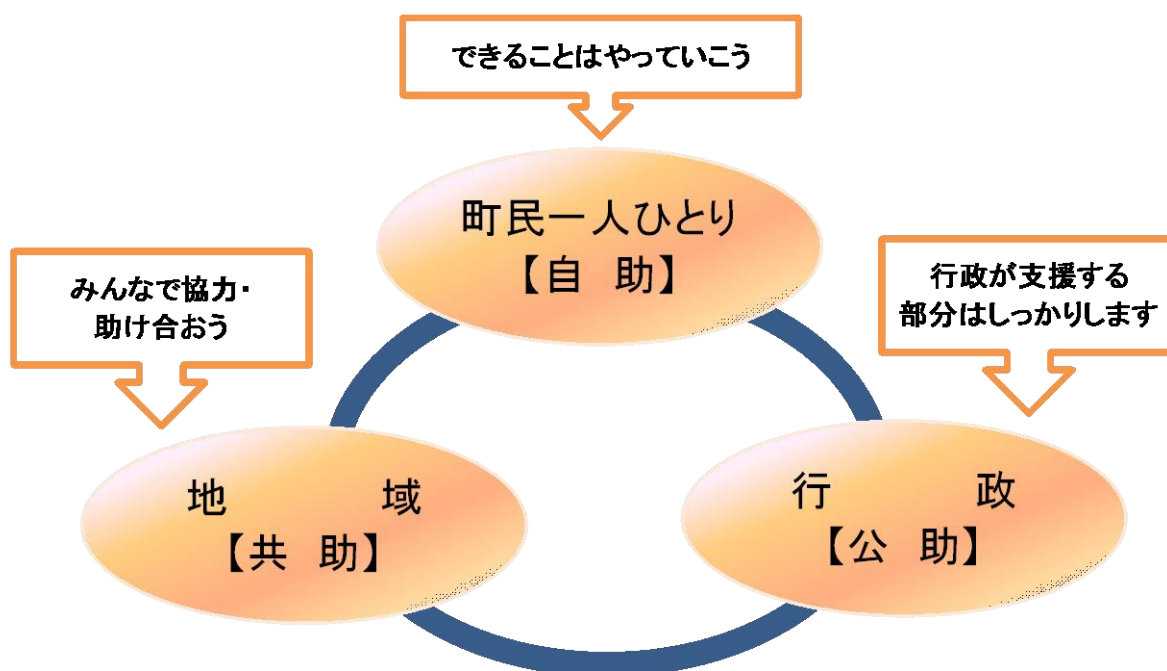
一般に福祉というと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人が多いと思われます。それは、こうした対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたことによります。

しかし、地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度・サービス（公助）の連携によって解決していくとする取り組みが必要です。

こうした背景には、それぞれ異なる個性を持った人々が、その個性を尊重しながら他の人や行政などに過度に依存せず自立した生活を送ることができ、その上で互いに協力して、お互いの不足を補い合いながら協働できる地域社会をつくるということが前提となっています。

■地域福祉のイメージ



2 計画の位置づけ

(1) 計画策定の意義・目的

地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、社会福祉の基本理念の一つである「地域福祉の推進」を目的として定めるものです。

地域福祉を推進するためには、地域社会で発生する課題を解決し、だれもが健康で生きがいをもって安心して地域で生活できるようにするため、公的サービスの充実のみならず、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

境町地域福祉計画の策定にあたっては、社会の変化や福祉医療政策の動向、町民ニーズの把握など、多様な福祉課題を整理しながら、第5次境町総合計画を基本とし、境町高齢者福祉計画第5期介護保険事業計画や境町第2次障害者計画境町第3期障害福祉計画などとの整合性を図り、施策や事業での連携が取れた計画として策定するものです。

※社会福祉法から抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 法律上の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉計画の目標として「1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を一体的に定める計画として策定します。

※社会福祉法から抜粋

(市町村地域福祉計画)

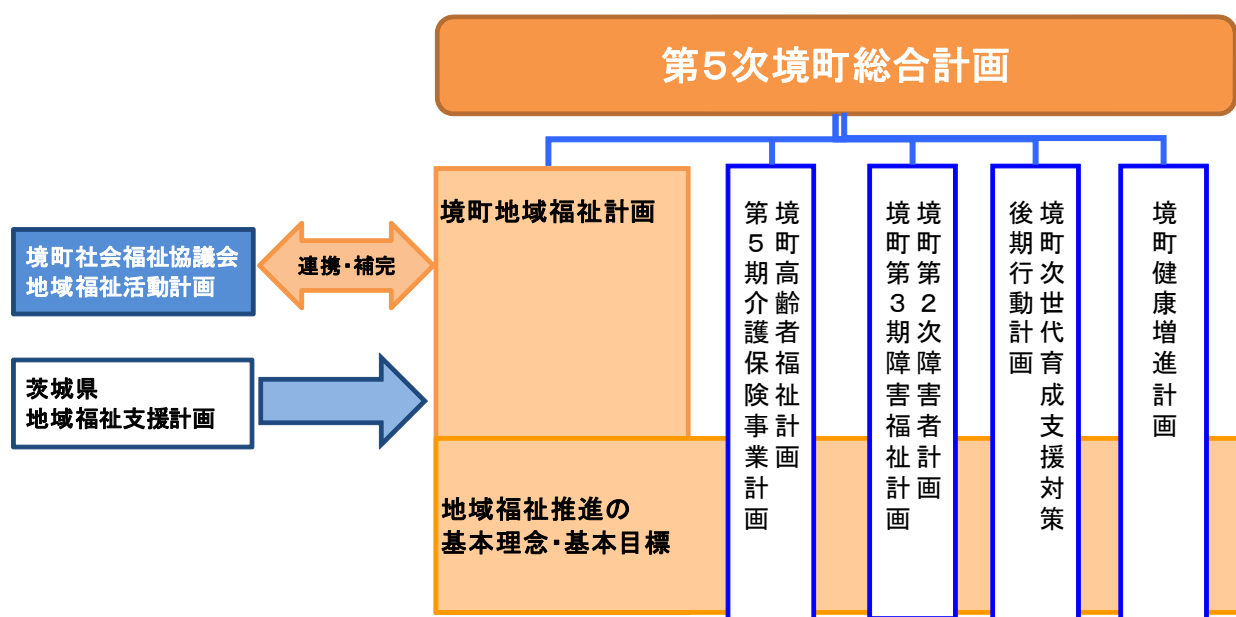
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 他の福祉分野の計画との関係

この計画は、第5次境町総合計画に示す基本構想に基づき境町の地域福祉を推進するための共通する理念・基本目標を示すほか、保健福祉分野における各個別計画などと整合性を図りながら地域福祉を総合的に推進する計画です。

■他の福祉分野との関係

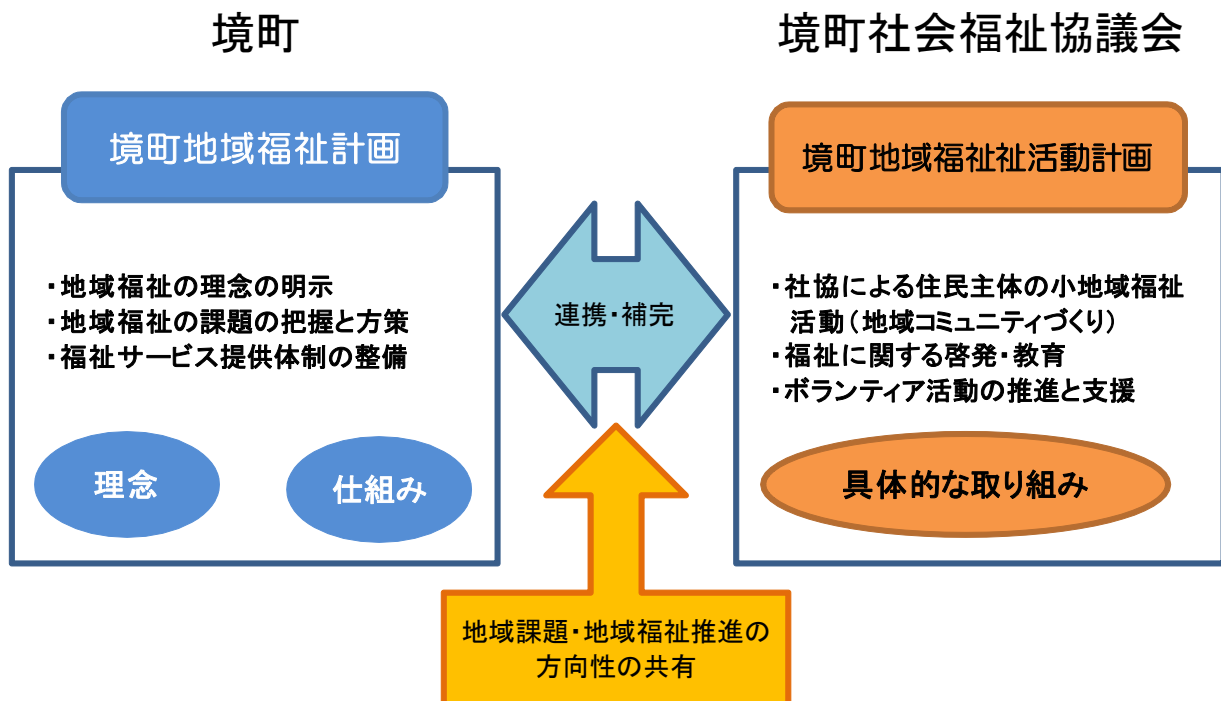


(4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

町の行政計画に位置付けられている「地域福祉計画」が、地域の福祉課題を把握し、利用者の立場に立った福祉サービス提供体制を整備するとともに、地域の実情に応じた地域福祉活動を促進するなど、地域福祉施策を推進していく役割を果たし、公的なサービス、およびそれと住民等による福祉活動との連携による総合的なサービスの内容であるのに対し、地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会が、住民等の福祉活動、および地域福祉の実現を支援するための活動の内容を計画化したものとして「地域福祉活動計画」があります。

この2つの計画は、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であるため、国や全国社会福祉協議会などでは、両計画を共通の理念や施策方針のもとに策定し、相互に補完・補強しながら推進することが望ましいとされています。

■境町地域福祉計画と境町地域福祉活動計画の関係



3 計画の策定体制

地域福祉計画は、境町地域福祉計画策定委員会での審議を中心に、町民を対象にしたアンケート調査、懇談会、パブリックコメントを行うなど町民参加のもとに策定しました。

(1) 境町地域福祉計画策定委員会

地域福祉に関する事項を審議するため、学識経験者や各関係機関、団体の代表の16名で構成する境町地域福祉計画策定委員会を設置しました。

(2) アンケート調査の実施

平成24年7月に「境町地域福祉策定のためのアンケート調査」を実施しました。

調査名	調査対象者	調査方法	配布数	回収数（回収率）
「境町地域福祉計画」策定のためのご意見をお聞かせください	20歳以上の町民	郵送法	1,500	602（40.1%）

(3) 懇談会の実施

平成24年8月に「地域福祉懇談会の開催 ～境町「地域福祉計画策定」にむけて～」を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画に町民の意見を反映させるために平成25年2月にパブリックコメントを実施します。

※パブリックコメントとは、行政が計画等を策定する際にその案を一般に公表して広くコメントを求める制度。広報紙、ホームページ、関係窓口等において計画書を公表。

4 計画の期間

計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とし、社会情勢や町民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



5 計画の推進体制

本計画の推進を図るため、地域福祉推進の両輪である町社会福祉協議会と連携していくために、町と社会福祉協議会との間で、地域福祉推進会議を開催し、取り組みの推進を図るための検討を行います。

また、地域福祉の施策の推進にあたっては、高齢、障害、児童等といった福祉の分野にとどまらず、地域での生活を支援していくため、安心・安全を含めた幅広い分野から福祉をとらえ、地域福祉の視点に立った取り組みを進めていけるよう、庁内の関係各課が連絡・調整を十分に図り、施策の推進に努めます。

社会福祉協議会は、地域福祉の中心的役割を担っており、地域福祉の向上を目的とする事業の企画や実施、他団体への助成などを通じて、地域福祉の推進に大きく貢献しています。

社会福祉協議会が進める、住みよい地域づくりを行っていくための具体的な行動目標を定めた地域福祉活動計画は、地域福祉計画の共助の部分を補完するものであることから、その役割が期待されます。

このため、両計画が相互に補完・補強しながら取り組みの促進を図るため、社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉を推進していきます。